



医政発 0604 第 3 号
令和 8 年 6 月 4 日

各
〔 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 〕 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

「特定機能病院に関する事項について」の一部改正等について

特定機能病院の業務報告につきましては、「医療法の一部を改正する法律の一部の施行について」（平成 5 年 2 月 15 日付け健政発第 98 号厚生省健康政策局長通知）に定める様式に基づき報告等を求めてきたところです。

また、令和 8 年 4 月 24 日に医療法施行規則の一部を改正する省令（令和 8 年厚生労働省令第 84 号。以下「改正省令」という。）が公布等され、改正省令の趣旨については「医療法施行規則の一部を改正する省令の公布等について」（令和 8 年 4 月 24 日付け医政発 0424 第 7 号厚生労働省医政局長通知。以下「公布等通知」という。）において周知しているところです。

今般、公布等通知において、追って通知する予定としていた、特定機能病院の業務報告に係る様式について、別添 1 の新旧対照表のとおり「特定機能病院に関する事項について」（令和 8 年 4 月 24 日付け医政発第 9 号厚生労働省医政局長通知）を本日付けで改正することとしたため、貴職におかれてはこれを御了知いただくとともに、管下医療機関、関係団体等に対し周知方お願いします。また、改正省令における医療安全に係る規定は令和 9 年 4 月 1 日から施行されるものであることから、様式中の当該規定に係る項目については、令和 8 年度の業務報告においては報告を要しないことに留意されたい。

そのほか、公布等通知につきまして、一部に誤植がありましたので、別添 2 のとおり正誤表と修正後の全文を送付いたします。なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。